

四日市市告示第173号

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成24年四日市市告示第153号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条（略）</p> <p>2 前項の交付金の額は、国が環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）<u>第6</u>の規定に基づき、国の交付金の交付額の調整を行った場合においては、前項の規定にかかわらず、当該調整額に応じて算定するものとする。</p> <p>附 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第2条（略）</p> <p>2 前項の交付金の額は、国が環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）<u>第7</u>の規定に基づき、国の交付金の交付額の調整を行った場合においては、前項の規定にかかわらず、当該調整額に応じて算定するものとする。</p> <p>附 則 (<u>施行日</u>)</p> <p>1 (略) (有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

改正後		
別表（第2条関係）		
<u>交付対象者</u>	<u>対象生産活動</u>	<u>交付金の額</u> (10aあたり) <u>※すべて上限額</u>
農林水産省生産局	化学肥料及び化学合成農薬の使用	6,000円

<u>長が別に定める農業者団体等とする。</u>	<u>を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組とカバークロップ(緑肥の作付け)を組み合わせた取組</u>		
	<u>有機農業(農林水産省生産局長が定める要件をすべて満たすもの。)の取組</u>	<u>そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物(以下「そば等」という。)</u>	<u>3,000円</u>
		<u>そば等以外</u>	<u>12,000円</u>
		<u>そば等のうち、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合</u>	<u>14,000円</u>
	<u>地域特認取組</u>		<u>農林水産省生産局長が定める単価</u>

改正前	
別表(第2条関係)	
<u>交付対象者</u>	<u>農林水産省生産局長が別に定める農業者団体等とする。</u>
<u>事業対象活動</u>	<u>(ア) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップを組み合わせた取組</u> <u>(イ) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組</u> <u>(ウ) 有機農業(化学肥料及び農薬を使用しない農業)</u>

	<u>の取組</u> <u>(エ) 地域特認取組</u>
<u>交付金の額</u>	<u>(ア) 10a 当たり 8,000 円</u> <u>(イ) 10a 当たり 4,400 円</u> <u>(ウ) 10a 当たり 8,000 円</u> <u>(エ) 農林水産省生産局長が定める単価</u>

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度の事業に係る交付金から適用する。

(商工農水部農水振興課)